

議員提出議案第 3 号

国による義務教育財源の保障、教育の機会均等と水準の維持・向上並びに行き届いた教育の実現を求める意見書について

国による義務教育財源の保障、教育の機会均等と水準の維持・向上並びに行き届いた教育の実現を求める意見書を厚木市議会会議規則第13条第1項の規定により、次のとおり提出する。

令和 8 年10月 5 日

提出者	厚木市議会議員	望 月 真 実
賛成者	同	高 橋 伸 也
	同	津 森 えりか
	同	いわさきかずや
	同	田 口 孝 男
	同	遠 藤 浩 一
	同	高 田 浩

国による義務教育財源の保障、教育の機会均等と水準の維持・向上並びに行き届いた教育の実現を求める意見書

国は、全ての国民が持つ教育を受ける権利を保障する立場にあり、子どもたちが、一定水準の教育を受けられる環境を整えるため、3分の1に引き下げられた義務教育費国庫負担制度を2分の1へ復元し、義務教育教科書無償給与制度を堅持する必要がある。

現在、中央教育審議会では、次期学習指導要領の改訂に向けた議論が始まっている。その中でも議論の中心は、多様な児童・生徒に柔軟に対応できるカリキュラムの在り方についてとなっている。全ての子どもの学びと育ちを保障し、多様な一人一人の子どもに、柔軟な対応が可能となるゆとりある教育環境の構築は喫緊の課題である。

神奈川県では、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについて広域行政機関として、従前より多い人数を配置しているとはいえ、全ての学校に、十分な時間で配置できている状況ではない。不足する時間を市町村が雇用しているケースも多々あるが、自治体間では較差が拡大している状況である。

また、現行の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」における乗ずる数で教員を配置した場合、現行の学習指導要領における標準授業時数で考える教員一人当たりの持ち授業時数から考えると、勤務時間の中では十分な授業準備をする時間が取れていないことが明らかになっている。さらに、個別指導の必要性を感じていても、現行の法律では、学級数を基盤としている配置のため、十分な個別指導が叶わない状況となっている。そのため、市町村で様々な支援員を配置しているケースも多々あるが、これも自治体間での較差が拡大している状況である。

子どもたちがどこに住んでいても等しく教育を受けることができ、一定の水準が担保されるよう、地方財政を確保した上で負担制度の2分の1へ復元することを今の教育を支える基とし、国によって教職員定数改善が推進され、より最適な配置がなされる制度となることを強く求める。

よって、2027年度政府予算編成において、次の事項が実現されるよう要望する。

- 1 教育の機会均等、水準の維持・向上、無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を存続・拡充させること。また、学校事務職員・学校栄養職員をその対象から外さないこと。さらに、義務教育教科書無償給与制度を継続すること。
- 2 行き届いた教育を実現するために、現行の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」を改正し、抜本的な定数改善を図ること。
- 3 学校の働き方改革・長時間労働の是正を実現し、教職員が子どもと向き合う時間を確保するために、加配の配置増など教職員定数改善を推進すること。また、スクール・サポート・スタッフ、介助員等の専門スタッフ職の拡充、教育環境を整備するための予算を確保・拡充すること。
- 4 子どもたちの心に寄り添うための、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年10月5日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 様
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

厚木市議会議長 瀧口 慎太郎